

大和市工事請負の入札に係る資格審査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する設計金額(単価契約の場合は、執行予定額)が130万円を超える工事請負の入札のうち条件付一般競争入札(以下「競争入札」という。)に係る資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 大和市条件付一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)第5条第2項第1号に定める条件の基準を定めたもののうち、地域区分を市内と定めた競争入札を対象とする。ただし、工事の特殊性、専門性等の事情により、次条に定める審査の方法が適さない場合は、この限りではない。

(審査の方法)

第3条 競争入札に参加する者は実施要領第7条第1項第2号及び第3号の書類は入札参加資格確認申請の際に提出し、同項第1号の書類は開札の結果、落札候補者となった者が提出して審査を受けることを原則とする。また、同項第4号の書類について提出が必要な場合は、実施要領第4条に規定する公告により定めるものとする。

(落札候補者の決定)

第4条 前条の落札候補者とは、競争入札において予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「有効最低価格入札者」という。)とする。ただし、有効最低価格入札者が複数いる場合は、くじにより決定した者を落札候補者とする。

(落札者の決定)

第5条 前条に定める落札候補者が、第3条の審査(以下「審査」という。)により競争入札の資格を備えている場合はその者を落札者とする。

2 前条に定める落札候補者が、審査により競争入札の資格を備えていない場合は、その者の次に予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を審査し、競争入札の資格を備えている場合はその者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に一般競争入札の公告を行う工事について適用する。